

令和 7 年 8 月 7 日

公益財団法人鉄道総合技術研究所

理事長 渡辺 郁夫 殿



一般詳細基準審査結果通知書

令和 6 年 1 0 月 2 日付け番号鉄道総研第 1 4 4 3 号をもって申請のありました件については、通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 7 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達 5. の一般に広く活用することができるものとして容器保安規則に規定する機能性基準に適合するものであると認められましたので通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準の作成者	名 称	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	所 在 地	東京都国分寺市光町二丁目 8 番地 3 8
容器保安規則の関係条項		第 1 6 条及び第 1 7 条
一般詳細基準の題名		圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品の技術指針 J 2 4 0 1 M 2 （ 2 0 2 5 ）
一般詳細基準の作成日		2 0 2 5 年 3 月 1 2 日

以上